

## 東京工業高等専門学校動物実験委員会規則

制定 平成21年1月8日

一部改正 平成26年12月4日

### (趣旨)

第1条 この規則は、東京工業高等専門学校動物実験等取扱規則（以下「取扱規則」という。）第5条の規定に基づき、本校における動物実験の適正な運用を図るため、東京工業高等専門学校動物実験委員会（以下「委員会」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (委員会の任務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議又は調査し、校長に報告する。

- 一 動物実験計画の関係法令等及び取扱規則への適合に関すること。
- 二 動物実験計画の実施の状況及び結果や成果の確認に関すること。
- 三 実験室及び実験動物の飼育保管状況に関すること。
- 四 取扱規則第24条に定める教育訓練の実施に関すること。
- 五 その他動物実験等の適正な実施に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長（総務・企画担当）
- 二 動物実験に関係する教員 若干名
- 三 動物実験に関係しない教員 若干名
- 四 総務課長
- 五 動物実験に関係する技術職員 若干名
- 六 その他校長が指名する者 若干名

2 前項第二号、第三号及び第五号の委員は校長が任命する。

3 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、副校長（総務・企画）をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

### (委員以外の者の出席)

第5条 委員長は、必要に応じ委員会の同意を得て委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(専門委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の組織及び運営については、委員会が別に定める。

(事務)

第7条 委員会の事務は、総務課企画係において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成21年1月8日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月4日から施行する。